

総行給第 70 号  
平成 21 年 7 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 } 様  
各 指 定 都 市 市 長 }

総務省自治行政局長

### 地方公共団体における定員管理について

政府は、経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）に基づき、平成 21 年 7 月 1 日に「平成 22 年度以降の定員管理について」の閣議決定を別添のとおり行ったところです。

上記閣議決定においては、自衛官を除く各府省の国家公務員について、平成 22 年度から平成 26 年度までの計画期間において、平成 21 年度末定員の 10%以上の定員合理化を実施するものとしております。

各地方公共団体におかれても、定員管理の適正な運営については、従前から数値目標を掲げ鋭意努力されているところですが、現下の厳しい行財政事情等をかんがみると、引き続き、簡素で効率的な行政体制の整備に向けて取り組むことが求められています。

したがって、各地方公共団体におかれては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日総務事務次官通知）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日総務事務次官通知）の趣旨に沿い、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成と 2011 年度までの定員純減に、引き続き努められるようお願いいたします。

また、今後も、地域の実情に応じ、今回の国の方針も踏まえて、適正な定員管理の推進に留意されるようお願いいたします。当省としても、従前に引き続き、今後も地方公共団体における適正な定員管理の推進に資するための方策等に関する調査研究、各種資料の提供等に努めるほか、各省庁に対しては、地方公共団体の職員数の増加をもたらすような施策については厳に抑制するとともに、国の関与や必置規制、配置基準の見直し等について積極的に協力するよう要請しているところです。

なお、この旨を貴都道府県の関係機関及び貴管内の市区町村（貴市の関係機関）に対しても周知されるようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 平成22年度以降の定員管理について

〔平成21年7月1日〕  
閣議決定

経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）に基づき、下記の方針により平成22年度以降の定員管理を行うものとする。

### 記

- 1 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（自衛官を除く。以下同じ。）については、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する観点から、府省内はもとより府省の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うとともに、行政のスリム化を推進するため、平成22年度から平成26年度までの5年間（以下「計画期間」という。）に平成21年度末定員の10%以上を合理化することとし、以下により、定員合理化を実施するものとする。
  - (1) 平成22年度においては、平成21年度末定員の2%以上を合理化することとし、各府省の合理化目標数は、別表のとおりとする。
  - (2) 平成23年度から平成26年度までの4年間の各府省の合理化目標数は、出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）において平成21年中を目途に策定するものとされた出先機関改革に関する地方分権改革推進計画（改革大綱）等を踏まえた業務・組織の徹底した合理化を反映させて策定するものとする。
  - (3) 独立行政法人等への移行により定員が減少する府省については、当該府省の合理化目標数のうち移行時点で未実施の合理化目標数から、移行した部門に係る合理化目標数を控除したもの（総務大臣が当該府省の長と協議の上で定めるもの）を新たな合理化目標数とする。

- (4) 別表に掲げる合理化目標とは別に、事務・事業の見直しの進展に応じ、定員の合理化に努めるものとする。
  - (5) 各府省の長は、計画期間において、引き続き、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに総務大臣に報告するものとする。
- 2 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間配置転換の推進に努めるものとする。
  - 3 公庫等の職員についても、経営の実態に応じ、上記1に準じて措置するものとする。
  - 4 以上のほか、出先機関改革に係る工程表に沿って出先機関の事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取組を行う。

## 別 表

府 省 名	平成21年度末定員	合理化目標数
内 閣 の 機 関	8 1 3	9
内 閣 府	2, 3 6 0	4 6
宮 内 庁	1, 0 3 4	1 5
公正取引委員会	7 7 9	1 2
国家公安委員会	7, 6 6 0	1 2 6
金 融 庁	1, 4 6 2	2 1
消 費 者 庁	2 0 2	0
総 務 省	5, 3 8 9	1 1 7
公害等調整委員会	3 6	0
法 務 省	5 1, 8 6 6	9 6 4
外 務 省	5, 6 9 7	1 2 1
財 務 省	7 1, 4 9 9	1, 3 2 8
文 部 科 学 省	2, 1 9 2	4 6
厚 生 労 働 省	3 2, 7 4 2	7 1 2
農 林 水 産 省	2 5, 3 1 3	6 8 2
経 済 産 業 省	8, 6 2 6	1 6 8
国 土 交 通 省	6 0, 9 0 0	1, 1 9 0
環 境 省	1, 2 2 4	2 1
防 衛 省	2 2, 4 6 9	4 8 8
合 計	3 0 2, 2 6 3	6, 0 6 6

(注1) 平成21年度末定員は、地方警務官及び「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に定める業務の大胆かつ構造的な見直しによる純減数のうち平成22年度当初に減員することとしている数を除いたものである。

(注2) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。